

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 簡易課税制度をやめるとき

Q : 消費税の「簡易課税制度選択不適用届出書」を出し忘れ、本則課税による還付が認められなかったという裁決があったそうですが、どのような内容なのですか。

A : 簡易課税制度適用事業者は、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しない限り、本則課税には移行できない旨の裁決がされました。

【解説】

この事案は、消費税の簡易課税制度選択届出書を提出し、簡易課税制度の適用を受けていた請求人が、その後の免税事業者時代に大規模な課税仕入れを行う予定となったため、課税事業者選択届出書と課税期間特例選択届出書を提出して、還付を受けようとしたところ、課税庁から簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないことを理由に否認されたことを不服として審査請求に及んだというもの。争点は、免税事業者が簡易課税制度選択届出書と課税事業者選択届出書の双方を提出している場合に、簡易課税と本則課税のどちらが優先されるかでした。

この点につき審判書は、簡易課税制度を適用している事業者が簡易課税制度の適用を止めようとするには、簡易課税制度選択不適用届出書を所轄税務署長に提出しなければならないが、この届出書の提出がない限り、本則課税を適用する各種届出書を提出しても本則課税を適用することはできず、簡易課税制度が適用されるとして請求を棄却しました。届出書は忘れないようにしなければなりませんね。

